

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：16201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22830052

研究課題名（和文） 平和構築過程における治安維持組織の法的関係に関する研究

研究課題名（英文） A Study of Legal Issues on Security Actors in Peace-building Process

研究代表者

山本 慎一（YAMAMOTO SHINICHI）

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：50583275

研究成果の概要（和文）：本研究課題を遂行した結果、平和構築活動の諸事例の整理とアップデートが実現し、今後の研究活動における基盤を確立することができた。また、新たな研究の視座として、グローバル・ガバナンスと国際法との関係性を考察する契機を獲得することができた。

研究成果の概要（英文）：As a result of this study, cases of peace-building operations have been assorted and updated, and thus the basis of research in the future have built. In addition, as a new perspective, I have taken the opportunity of considering to relationship between global governance and international law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	990,000	297,000	1,287,000
2011年度	1,140,000	342,000	1,482,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,130,000	639,000	2,769,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：法学、国際法学

キーワード：平和構築、治安維持、平和維持、PKO、国際平和活動、平和活動、国際安全保障、グローバル・ガバナンス

1. 研究開始当初の背景

本研究課題は、研究代表者が博士論文で考察を進めた多国籍軍型軍事活動の研究の延長として、平和構築過程に展開する治安維持組織に注目した研究である。この研究は、国際社会における平和と安全の維持を目的とした取り組みに焦点を当て、国際法の観点から国連の紛争処理機能について分析を試みたものである。この問題に関する研究は、国際法学をはじめとして、国際政治学や国際関係論の分野において、戦争と平和の問題に絡めて古くから議論されてきた。さらに、第二

次世界大戦後に国連が創設されて以降は、個々の武力紛争の実態や原因、解決策に焦点を当てた紛争研究における分析のほか、国連の平和維持活動（PKO）や非軍事的制裁措置といった国際組織の活動面に焦点を当てた研究がなされてきた。こうした関連研究の中で、研究代表者が着目した多国籍軍型軍事活動は、1990-91年にかけて生じた湾岸危機の際、国連安保理の決議によって生まれた多国籍軍（湾岸多国籍軍）を契機とするものであり、研究の蓄積としてはまだ歴史が浅い。その一方で、多国籍軍型軍事活動は、冷戦後の

地域紛争の頻発と、その処理を目的とした安保理の機能回復を背景に、武力行使を授権する安保理決議の採択が繰り返されることによって、その事例の蓄積が進むとともに、研究対象としても次第に取り上げられるようになってきた。しかし、既存の研究では、多国籍軍型軍事活動の多機能化現象を捉えきれていないという問題点があった。多国籍軍型軍事活動は、軍事的制裁を目的としたものから、人道目的や治安維持の任務を負うものまで次第に多機能化している。さらに多国籍軍だけでなく国連PKOについても、冷戦期の伝統的PKOと呼ばれるものから、冷戦後は多機能型あるいは複合型PKOと呼ばれるように、その機能を拡大させており、多彩な任務内容が与えられるとともに任務遂行のためには強力な武力行使をも認められるようになってきた。こうしたPKOの多機能化は、多国籍軍型軍事活動の多機能化と相まって、平和維持と平和強制が結合する現象を生み出している。その結果、紛争地では、両者が同時に展開する場合や、時系列的な展開による職務権限の引継ぎなどの例が見られるようになり、多国籍軍型軍事活動とPKOは、ともに連携・協力することで国際社会における重要な紛争処理手段となっている。このような平和維持機能の展開を踏まえて、安保理の授権を得た多国籍軍型軍事活動の考察を通じ、授権行為の法的性格を分析することで、国連の集団安全保障体制を再検討する研究をこれまで続けてきた。本研究課題は、こうしたこれまでの研究蓄積を基盤としつつ、「平和構築過程における治安維持組織」として、平和構築の現場で活動する多国籍軍、準軍事組織、民間軍事会社を包括的に捉えて法的視座から分析を試みようとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、平和構築過程で活動する治安維持組織の法的関係を明らかにすることにある。平和構築の現場では、有事から平時への単線的な移行ではなく、武力衝突が散発的に発生し、混沌とした状況に陥ることが多い。そのため治安維持組織に対しては、武力紛争時に適用される国際人道法（武力紛争法）か、平時において適用される国際人権法か、法規範の適用が交錯する事態となりうる。本研究は、そのような治安維持組織として、多国籍軍、準軍事組織、民間軍事会社に焦点を当てながら、個々の紛争における治安維持組織の活動事例の分析を通じ、国家実行として治安維持組織に対し、いかなる法的処理がなされているのかを解明しようとするものである。

3. 研究の方法

本研究課題の遂行方法としては、まず平成22年度に実際の平和構築現場で展開している治安維持組織の活動事例を収集し、整理を進めた。その際、「平和構築過程」という用語の定義については、国連における平和構築概念にかかわる議論（An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping, UN Doc. A47/277-S/24111; Report of the Panel on United Nations Peace Operations, UN Doc. A/55/305-S/2000/809; A More Secured World: Our Shared Responsibility, UN Doc. A/59/565; In Larger Freedom: towards development, security and human rights for all, UN Doc. A/59/2005等）を踏まえたうえで、本研究ではより広く捉え、「武力紛争状態から平時に至るまでの状況」を指すものとして解釈している。

平和構築過程において活動する治安維持組織の事例については、多国籍軍型軍事活動のほか、国連PKOの展開事例にも注目し、国連加盟国の正規軍以外の準軍事組織や民間軍事会社の要員が関与している実態の把握に努めた。

これらの治安維持組織は、それぞれの組織の制度的背景や設立の法的根拠、任務の性格から、任務遂行に伴う武力行使（武器使用）の程度や要員に与えられる法的地位は一様ではない。そのため治安維持組織の行動を規律する法規範の適用について、国際人道法や国際人権法の各種条約規定にのみ焦点を当てた検討では不十分である。

そこで本研究は、平和構築過程における実際の治安維持組織の活動実態に着目し、文献資料を中心に調べ上げて各事例の分析に重点を置いた。そして平成23年度にかけて、個々の事例分析を通じ、治安維持組織の要員の法的地位や行動規範の態様、治安維持組織が敵対行為者に対していかなる法的取り扱いをしているのか、これらの点を実証的に解明しようとするものであった。

本研究の具体的計画・方法は、当初は下記の5つの段階に分けて研究を進めるものであった。すなわち、平成22年度は、第1段階「平和構築過程における治安維持組織の活動事例の収集・整理」から、第2段階「収集した事例における治安維持組織の活動実態の分析・検討」の研究を実施するものであった。これは、研究書や雑誌論文による先行研究を踏まえつつ、国際機関や各国政府の報告書を中心とした文献調査をもとに、平和構築過程で活動する治安維持組織の事例を収集して整理する第1段階と、国際機関や各国政府の報告書から治安維持組織の任務や活動の特徴を抽出するとともに、紛争研究等の関連分野の研究も踏まえて、当該組織の活動実

態について法的視座から分析・検討する第2段階の研究内容である。

次に平成23年度は、第3段階「第1段階から第2段階の研究で明らかにした治安維持組織の活動実態の分析・検討結果を基に、当該組織に対する法的処理の実態調査」から、第4段階「第3段階の研究を基に治安維持組織に対する法的処理の実態分析」の研究を進め、最終段階において、2年間の研究成果を取りまとめる計画であった。これは、国際機関や各国政府の報告書および実際の裁判事例から、治安維持組織に対する法的処理の態様を調査して整理する第3段階と、国際機関や各国政府の報告書および裁判事例から、治安維持組織に対して適用法規が確定する基準を抽出し、そこから人道法と人権法の適用を分けるメルクマールを見出し、それらの法規範が持つ一般的な適用基準との比較分析を行う第4段階、そして第1段階から第4段階の成果をとりまとめる最終段階として、研究期間内における計画を立案していた。

研究遂行における上記の各段階では、文献調査を基本とし、文献資料では不明確な点や一層掘り下げた検討が必要な事項について、国内外の政策実務担当者や研究者への聞き取り調査および意見交換、資料収集を含めた現地調査を実施して、研究水準の向上を図ることを意図していた。具体的な訪問先としては、外務省、防衛省、内閣府等の行政機関および各大学を想定しており、海外では治安維持組織の要員派遣国（米国または欧州）において、裁判資料の収集や専門家との意見交換を予定していた。

4. 研究成果

本研究課題の実施期間内においては、特に第3段階から第4段階にかけて取り組む予定であった治安維持組織の法的処理の実態調査および分析と、それらの検討を通じた平和構築過程における治安維持組織の法的関係の明確化は、必ずしも十分な成果を上げられるには至らなかった。なぜなら、国際社会における治安維持組織の活動事例が当初の予想を超えて膨大な量に上り、第1段階から第2段階にかけて実施した各種事例の収集と整理、そして分析に多くの研究リソースを割いたためである。ただしその結果、治安維持組織の活動事例の収集と整理、そしてアップデートについては、一定の成果を上げることができた。すなわち当初の研究計画の第1段階から第2段階における研究は、一定の進展をみせたといえる。

そのため当初の研究計画および目的の完全な達成はならなかったが、本研究課題の遂行を通して、治安維持組織の活動事例に関する国内外のさまざまな文献資料の渉猟をお

こない、文献読解を通じて各種事例の収集・整理・分析を進展させることができた点は、重要な成果である。さらに、本研究課題に関する助成を利用して、多様な研究会や学会においても意見交換の機会を確保できたことは、研究水準の向上に寄与するとともに、基礎的な研究基盤の確立に大いに役立ったといえる。

したがって、これまで実施してきた多国籍軍型軍事活動にかかわる研究蓄積と、本研究課題で進めた治安維持組織にかかわる各種事例の研究蓄積によって、今後は国際平和活動に着目したさまざまな研究への応用が期待でき、今後の研究活動の基盤として活用することができる成果を上げられた。実際に、本研究課題の研究期間内での公刊には至らなかったものの、国際平和活動や「保護する責任」に関する議論を整理した共編著書や論文が、平成24年度以降に発表予定となっている。

また、本研究課題の遂行過程では、国際の平和と安全の維持の分野における現代国際法秩序のあり方に関わる示唆を得て、グローバル・ガバナンスと国際法との関係性を考察する研究を進めることができた。この研究の視座は、現代国際法秩序の有り様を探るうえで意義のあるものであり、今後の研究の方向性として、長期的視座から取り組むべき研究課題の萌芽を得ることができたといえる。その研究成果は、「グローバル・ガバナンスと国際法との関係性に関する一試論—国際の平和と安全の維持における国連憲章体制を中心に—」『経済学論纂』第51巻第3・4合併号（内田孟男教授古稀記念論文集）2011年3月、175-196頁として発表した。

このように、本研究課題の遂行の結果、研究基盤の確立とともに将来に向けての研究シーズの発掘にもつながる重要な成果を得ることができた。したがって、「研究活動スタート支援」の名目で交付された研究助成の目的には、十分に適うものであったといえよう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

山本慎一「グローバル・ガバナンスと国際法との関係性に関する一試論—国際の平和と安全の維持における国連憲章体制を中心に—」『経済学論纂』第51巻第3・4合併号（内田孟男教授古稀記念論文集）2011年3月、175-196頁、査読無

〔学会発表〕(計2件)

山本慎一「国連について何を研究・教育する
のか—国際法・安全保障の観点から—」日本
国際連合学会 2011 年度(第 13 回)研究大会、
2011 年 6 月 19 日、於：法政大学

山本慎一「集団安全保障体制の現代的展開—
多国籍軍型軍事活動を素材として—」2010 年
度第 20 回国際法研究会、2010 年 11 月 20 日、
於：京都大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 慎一 (YAMAMOTO SHINICHI)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：50583275